

福岡県公報

令和 8 年 2 月 13 日
第 670 号

目 次

告 示 (第62号 - 第69号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3

公 告

○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項の変更	(住宅計画課)	3
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	5

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(行財政支援課)	5
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(行財政支援課)	5

○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(行財政支援課)	6
○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の報告	(行財政支援課)	6
○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の取消の報告	(行財政支援課)	7

公安委員会

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部交通指導課)	7
-----------------------	-------------	---

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集の結果及び答申の要旨	(男女共同参画推進課)	7
---	-------------	---

告 示

福岡県告示第62号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年2月福岡県告示第110号福岡広域都市計画下水道事業久山公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和 8 年 2 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
久山町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画下水道事業久山公共下水道
- 3 事業施行期間
平成3年12月17日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 取用の部分
令和3年2月福岡県告示第110号の事業地中糟屋郡久山町大字久原字姫野、字滝ヶ下、字毛後寺、字西、字片見鳥、字曾田及び字木寄の各字の一部において事業地を変更する。

(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年2月福岡県告示第118号宇美須恵都市計画下水道事業宇美公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年2月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

宇美町

2 都市計画事業の種類及び名称

宇美須恵都市計画下水道事業宇美公共下水道

3 事業施行期間

昭和62年12月26日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和3年2月福岡県告示第118号の事業地中糟屋郡宇美町明神坂三丁目、宇美中央四丁目、障子岳一丁目、障子岳五丁目、障子岳六丁目、障子岳南二丁目及び障子岳南六丁目の各一部において事業地を変更する。

令和3年2月福岡県告示第118号の事業地に糟屋郡宇美町ゆりが丘七丁目の一部を加える。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第64号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ

ならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和8年2月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する形質変更時要届出区域

鞍手郡鞍手町大字小牧字大池2350番1、2351番1、2371番1、2374番1、2377番1及び2390番1の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

福岡県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年2月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	御井諏訪野線	久留米市野中町707番6先から 久留米市野中町707番4先まで

福岡県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡 県 道		山 田 線 新 宮	前	糟屋郡新宮町大字原上81番先から 糟屋郡新宮町大字原上322番 1 先まで	10.9 ～ 22.5	244.9
			後	糟屋郡新宮町大字原上81番先から 糟屋郡新宮町大字原上322番 1 先まで	10.9 ～ 65.0	272.6

福岡県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 国 道		200号	前	直方市大字頓野3875番 1 先から 直方市大字頓野3884番 9 先まで	17.6 ～ 35.0	85.0
			後	直方市大字頓野3875番 1 先から 直方市大字頓野3884番 9 先まで	17.6 ～ 49.4	85.0

福岡県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川 県 道		猪 国 豊前榊田線 停車場	前	田川郡川崎町大字安真木4839番 3 先 から 田川郡川崎町大字安真木3612番 2 先 まで	10.5 ～ 24.9	712.4
			後	田川郡川崎町大字安真木4839番 3 先 から 田川郡川崎町大字安真木3612番 2 先 まで	10.5 ～ 24.9	712.4

福岡県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 8 年 2 月 13 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	猪 国 豊前榊田線 停車場	田川郡川崎町大字安真木7588番 7 先から 田川郡川崎町大字安真木4864番 4 先まで

公 告

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第61条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和 8 年 2 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変 更 年月日
株式会社ルー ミックス	支援法人の住所	福岡市中央区今泉一丁目11番5号	福岡市博多区竹下五丁目4番5号	令和6年 9月29日
	支援業務を行う事務所の所在地	福岡市中央区今泉一丁目11番5号	福岡市博多区竹下五丁目4番5号	令和6年 9月29日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年2月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る契約事項の名称
複写サービスに係る単価契約（知事・教育）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和7年12月9日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額

	件名	機種番号	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額 (1枚(カウント)当たりの単 価、税抜き)
(1)	本庁・モノク ロ	A			0.84 円
(2)	福岡・モノク ロ	A			0.84 円
		B			0.84 円
		C			0.84 円
		D			0.84 円
		E			0.84 円

(3)	北九州・モノ クロ	B C D E	コニカミノルタジ ヤパン株式会社情 報機器営業本部九 州支社	福岡市博多区東比 恵一丁目2番12号	0.84 円 0.84 円 0.84 円 0.84 円
(4)	筑豊・モノク ロ	A			0.84 円
(5)	筑後・モノク ロ	A B			0.84 円 0.84 円
(6)	本庁・カラー 1	F (モノクロ) F (カラー)			0.84 円 3.14 円
(7)	本庁・カラー 3	H (モノクロ) H (カラー)			0.84 円 3.14 円
(8)	福岡・カラー 1	F (モノクロ) F (カラー)			0.84 円 3.14 円
(9)	福岡・カラー 2	G (モノクロ) G (カラー)			0.84 円 3.14 円
(10)	福岡・カラー 3	H (モノクロ) H (カラー)			0.84 円 3.14 円
(11)	北九州・カラ ー1	F (モノクロ) F (カラー)			0.84 円 3.14 円
(12)	筑豊・カラー 1	F (モノクロ) F (カラー)			0.84 円 3.14 円
(13)	筑後・カラー 1	F (モノクロ) F (カラー)			0.84 円 3.14 円
(14)	筑後・カラー 2	G (モノクロ) G (カラー)			0.84 円 3.14 円
(15)	筑後・カラー 3	H (モノクロ) H (カラー)			0.84 円 3.14 円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 入札公告日
令和7年10月24日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年2月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市川島字道代650番1から650番5まで並びに立岩字中不毛1584番1、1584番4から1584番16まで、1591番1、1591番3から1591番16まで、2081番1の一部及び2152番1の一部並びに立岩2081番6から2081番9まで及び2152番5から2152番8まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
飯塚市弁分127番地の7
未来エステート株式会社
代表取締役 安永 尚平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年2月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町南新開字餅田872番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市笹原町二丁目56番地12
竹下 元晴

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年2月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
(第四工区) 田川郡添田町大字添田字原野山1793番24から1793番32まで並びに宇岩石山2532番56、2532番76、2532番156、2532番219から2532番223まで、2532番225から

2532番228まで、2532番230から2532番232まで、2532番234から2532番241まで、2532番243から2532番245まで及び2532番247から2532番253まで

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
田川郡添田町大字添田2151
添田町長 寺西 明男

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和8年1月26日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和8年2月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

83,986

福岡県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和8年1月26日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和8年2月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

624,913

福岡県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和8年1月26日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和8年2月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	25,677
北九州市小倉北区	49,764
北九州市小倉南区	56,679
北九州市若松区	21,639
北九州市八幡東区	17,414
北九州市八幡西区	67,822
北九州市戸畑区	15,370
福岡市東区	88,994
福岡市博多区	69,165
福岡市中央区	56,972
福岡市南区	73,613
福岡市城南区	35,486
福岡市早良区	60,929
福岡市西区	57,288
大牟田市	29,554
久留米市・うきは市	89,416
直方市	15,071
飯塚市・嘉穂郡	37,894
田川市	12,179
柳川市	17,157

八女市・八女郡	21,706
筑後市	13,336
大川市・三潞郡	12,455
行橋市	19,945
中間市	11,060
小郡市・三井郡	20,313
筑紫野市	29,260
春日市	30,398
大野城市	28,062
宗像市	26,661
太宰府市	19,722
古賀市	16,095
福津市	18,440
宮若市・鞍手郡	13,209
嘉麻市	9,567
朝倉市・朝倉郡	22,751
みやま市	9,652
糸島市	28,334
那珂川市	13,393
糟屋郡	62,688
遠賀郡	25,138
田川郡	19,608
京都郡	15,008
築上郡・豊前市	14,895

福岡県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づき、公職の候補者等

が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設を指定した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和8年2月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

市町村名	施設名	所在地	指定年月日
福岡市	下山門団地6区集会所	福岡市西区下山門団地41番1号	令和8年1月23日
	下山門団地8区集会所	福岡市西区下山門団地8番1号	令和8年1月23日

福岡県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づく公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和8年2月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

市町村名	施設名	所在地	指定取消年月日
福岡市	下山門市営住宅47棟集会所	福岡市西区下山門団地47番	令和8年1月23日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第27号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、自動車運転代行業者に対する読替え後の道路交通法の規定による使用制限の運用及び処分量定の細目基準等の一部改正を行ったので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和8年2月13日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部が改正されたこと

等に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の施行の日

令和8年2月13日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通指導課に備え置く。

雑 報

福岡県男女共同参画審議会公告

第6次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）に関する意見募集の結果及び知事への答申要旨について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年2月13日

福岡県男女共同参画審議会

会長 加藤 聖子

1 意見募集の結果

第6次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）

提出された意見の総数 19件

総論 1件

柱1「男女がともに活躍できる社会の実現」について 4件

柱2「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」について 11件

柱3「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」について 3件

2 答申の要旨

第6次福岡県男女共同参画計画の考え方について（答申）

第1部 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 基本理念
- 4 計画の期間
- 5 計画の背景
- 6 第5次計画の成果と課題
- 7 施策体系

第2部 施策の方向

柱1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現

- (1) 働く場における女性の活躍推進
 - ① 女性の就業支援
 - ② 働く女性のキャリア形成支援
 - ③ 女性の多様な分野への就業促進
 - ④ 女性の起業支援
- (2) 誰もが希望に応じて働ける環境づくり
 - ① 多様で柔軟な働き方の推進
 - ② 仕事と生活が両立できる環境の整備
- (3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進
 - ① 男性の家事・育児等への主体的な取組の推進
 - ② 地域コミュニティの運営・社会活動における男女共同参画の推進
- (4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進

柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

- (1) ジェンダーに基づく暴力の根絶
 - ① DV相談体制の充実と関係団体との連携
 - ② DV被害者の保護体制の充実と安全確保
 - ③ DV被害者の自立支援と加害者に対する再発防止
 - ④ 性暴力等の根絶及び被害者支援
 - ⑤ セクシュアルハラスメントの防止
 - ⑥ あらゆる暴力根絶のための教育・啓発の推進

- (2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援
 - ① 支援対象者の早期把握と相談体制の充実
 - ② 安全の確保と安定した生活に向けた支援
 - ③ 多様な主体との協働促進と支援体制の充実
 - ④ 人権を尊重する教育・啓発の推進と相談窓口等の周知
 - ⑤ 高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備
- (3) 生涯を通じた男女の健康支援
 - ① 生涯にわたる男女の健康支援
 - ② 妊娠・出産の健康支援
- (4) 防災・復興における男女共同参画の推進

柱3 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

- (1) ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革
- (2) 学校等教育現場におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進
 - ① ジェンダー平等・男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進
 - ② ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進

第3部 推進体制

- 1 福岡県男女共同参画審議会
- 2 福岡県ジェンダー平等・男女共同参画行政推進会議
- 3 福岡県男女共同参画センター「あすばる」の機能強化
- 4 市町村や関係団体との連携強化

※ 提出された意見要旨及び知事への答申の詳細につきましては福岡県ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)をご覧ください。